大玉村産米ブランド化構想策定業務委託　仕様書

1. 業務の名称

令和５年度福島県特定原子力施設地域振興交付金事業

大玉村産米ブランド化構想策定業務委託

1. 業務の目的

大玉村の基幹産業である農業、その中でも主作物として位置付けている水稲（米）についての魅力を向上させ、村産業の活性化に資することを目的とする。

大玉村は安達太良山がもたらす肥沃な大地、安達太良連峰から流れる豊富な雪解け水に恵まれ、昼夜の寒暖差の大きい気候などの条件が農業に適しており、昔から高品質の米の産地として評判が高い。米産地評価においても連続年でＡ評価を受けるなど、おいしい米の産地として有名である。また、このことを科学的に証明するため、令和元年度より福島大学食農学類に村産米の分析調査を依頼してきた。これら自然条件と調査研究データを活用したうえで、ブランド化のストーリーを決定するとともに、村全体の米が良食味米となるための取り組み方法について策定をする。

大玉村の米の魅力や価値を磨き上げることで、消費者や生産者などすべての関係者が感じるブランドに対する安心感と信頼感を創出し、大玉村の米ブランド化の今後の方向性を定めるとともに、村産米のブランド力の強化となる構想を策定するものである。

1. 関係法令及び条例の遵守

業務にあたっては、大玉村財務規則の定めるもののほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

1. 経費

　委託金額は、３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

1. 委託期間

　　　契約の翌日から令和６年１月３１日までとする。

1. 対象範囲

　　　本業務の対象範囲は「大玉村全域、関係する研究機関、視察研修先等」とする。

1. 守秘義務

　　　受注者は、本業務で取り扱った情報、記録、結果を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ受注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 業務内容
2. 大玉村産米のブランド力向上（付加価値向上）に関する業務

ア　昔からおいしい米の産地として定評のある大玉村であるが、良食味米の適地であることの理由を、自然・地形・水利・気象条件・風土・歴史的背景等を踏まえて取りまとめ、文章化する。

イ　福島大学食農学類が分析調査した研究結果から、大玉村産米が良食味米であることの理由を取りまとめ、文章化する。

ウ　上記ア・イにより、大玉村の米がおいしい理由について、対外的なＰＲとなるストーリーを作成する。

1. 大玉村全体の米を良食味米とすることについての取り組み

ア　村の全ての生産者を対象にした米の品質向上につながる栽培方法等について調査検討し、村全体でブランド力の向上に取り組める内容とする。

イ　上記（２）のブランド米とは異なり、村全体が良食味米への取り組みとして実　施していることを対外的にＰＲできるものとする。

1. 大玉村産米の中で更に厳選された要件をクリアした米を本ブランド化の象徴的な存在として、令和６年度の販売に向けた調整を行う業務

ア　食味等特に優れた米を大玉村ブランド米として、令和６年作付けに向けた栽培方法やブランド米とする基準値の設定と認定方法について決定する。

イ　ブラント米の販売に向けた安定的な販路の開拓と、持続的な事業運営に向けた必要事項についての検討を行う。

ウ　市場での流通性の高いブランド米とするため、市場調査や現地視察を行い、消費者ニーズを捉えたブランド米となるよう決定すること。

1. 上記（１）（２）（３）全てにおいて、大玉村米ブランド化推進委員会との併行した協議と関係機関・団体等との合意形成を行いながらすすめるものとする。
2. 打合せ等

　　　本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と十分に打合せ等を実施するものとする。打合せの回数は、業務着手時、大玉村米ブランド化推進委員会開催時、成果品作成中間時、成果品案完成時に関し各１回を基本とするが、必要の際は随時協議するものとする。

1. 成果品

　　　本業務の成果品は次のとおりとする。

1. 大玉村米ブランド化構想策定に関する報告書（紙ベース）２部
2. 上記（１）の電子媒体１部
3. その他

作業過程において、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

1. 暴力団等の排除
2. 受注者が、この契約の履行期間中に大玉村暴力団排除条例（平成24年3月16日施行以下「排除条例」という。）第２条第１項第２号及び第３号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。
3. 受注者は、排除条例第２条第１項第２号及び第３号に該当し、本村から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除条例第２条第１項第２号及び第３号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがるあ。
4. 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員等から不当要求又は妨害をうけたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約下請若しくは受注させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。